

## 【意見招請】2022 年度-2024 年度 安全対策研修（管理者向け）

（公示日：2022年2月25日）について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 4	4. 業務概要	研修教材の作成、及び研修の実施が業務概要に想定されています。課題は、参加者の平時・非常時の組織や体制の構築、平時・非常時の行うべきこと（予防、準備、対応など）と多岐にわたるため、2時間の研修を受講する中で多くの疑問が出てくるものと思います。これら疑問を個別に聴取し、組織・体制の構築手法、平時・非常時に行うべきこと（予防、準備、対応）の相談にのる研修受講後相談窓口を受注者に設置することを提案いたします。具体的には、研修への参加者に疑問や質問がある場合、個別に受注者へオンライン会議の申し込みを行い、一回30分～60分程度のオンライン相談に受注者が応じる機会を提供することを提案いたします。研修受講後の申し込み、相談実施が困難な場合、個別相談を希望する参加者は、研修受講申し込みを行うときに相談事項を明示した個別相談の申し込みを同時に行い、研修終了後、事前に予約した時間帯に受注者がオンライン会議形式で相談を受け、アドバイスをを行うことを提案いたします。	質問回答については、別途窓口を設けるのではなく、研修の中で質問を受け付け、回答することを想定しています。また、JICAの安全対策にかかる回答のため、発注者も研修当日に同席予定です。
2	P. 6	(2)①2行目	「海外安全対策ハンドブック（管理者向け）」は、受注者側で作成した教材を指すのか？	「海外安全対策ハンドブック（管理者向け）」は発注者が実際の研修で利用した講義資料等を元に作成する想定のため、受注者が単独で作成した教材、というわけではありません。
3	P. 6	(2)③2行目	一つの回答となっているが、テロ事案発生時等は同時にいくつものことをこなさないといけないので、一つの回答では足りない場合がある。	ご指摘のとおり、有事にはいくつもの業務を同時にこなす必要があります。各グループメンバーにそれぞれ課された役割ごとに回答し、トータルでどんなことが必要となるのか一つの回答に導いていくイメージになります。
4	P. 8-9	業務仕様書(案) 8. 著作権の扱い	成果品の著作権（第27条及び第28条に規定する権利を含む）はすべて貴機構に譲渡されるとありますが、中小企業庁の「知的財産取引に関するガイドライン」では「成果の帰属は、技術やアイデアの貢献度によって決められることが原則である。特に、もっぱら中小企業のみが技術やノウハウ、アイデアを提供している場合であって、大企業あるいは親事業者のみに単独で帰属させるときには、原則としてノウハウ等の広義の知的財産権を含む適切な対価を支払わなければならない。」とあることをふまえると、この譲渡に関する費用も、教材作成費に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	費用についてはご理解のとおり、「教材作成費」に含んでください。ただし、作成にあたってはJICA安全対策のノウハウと受注者のノウハウを統合していただくことになる想定です。
5	P. 8-9	業務仕様書(案) 8. 著作権の扱い	成果品の著作権（第27条及び第28条に規定する権利を含む）はすべて貴機構に譲渡されるとありますが、複製権もいっさい貴機構に譲渡する、すなわち社内における資料としての複製も禁じられると理解してよろしいでしょうか。	本研修で作成した全く同じ教材を受注者の社内で使うことは禁止します。一方、出典を明らかにしたうえで一部のページ等を参考用に参照する程度であれば、禁止は想定していません。
6	P. 8-9	業務仕様書(案) 8. 著作権の扱い	成果品の著作権（第27条及び第28条に規定する権利を含む）はすべて貴機構に譲渡されるとありますが、仮に受注者が、別プロジェクトにおいて類似の文言などを使用するなども禁じられるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、これは8-(4)にある協議対象となるのでしょうか。	上記のとおり、教材で使用されている類似文言の一部利用等まで禁じる想定では無く、協議の対象とはなりません。
7	P. 8-9	業務仕様書(案) 8. 著作権の扱い(4)	「成果品をJICAにて、受注者に都度許可を得ることなく、編集可能とする。その他、疑義が生じた場合には、その都度JICAと受注者が協議する」とあるが、これの指す「疑義」とは、いかなる状況を想定しているのでしょうか。	編集を予定した成果品の一部に受注者固有のノウハウが含まれている場合は協議対象となるものと考えます。
8	P. 8-9	業務仕様書(案) 8. 著作権の扱い(6)	「成果物の内容が第三者に複製されないよう必要な措置を講じる」とありますが、成果物の内容面での明らかな複製が確認された場合、どのような法的対応を取る予定でしょうか。それは、権利の譲渡元である受注者も関与する必要のあるものとなるのでしょうか。	一般論として、営利目的で明らかな複製等が確認された場合は差し止め請求から始まり、損害賠償請求まで追及することになります。成果品が納入された以降に発生した問題については、受注者の関与までは想定していません。